

「平成 16 年版 法人税申告書の記載の手引」の誤りについて

「平成 16 年版 法人税申告書の記載の手引」については、7 月 30 日 18 時 30 分まで掲載していたものに以下の誤りがありましたので、訂正し、8 月 2 日に再掲載しました。

「平成 16 年版 法人税申告書の記載の手引」正誤表

区分	28 頁		
正	欄	記 載 要 領	注意事項
	「適用年度終了の時に おける資本積立金額 16」	(1) 当期が、平成 16 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度である場合には、別表五(一)の「 <u>差引翌期首現在資本積立金額④</u> 」の「差引合計額 35」の金額を記載します。 (2) 当期が、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合には、この欄には記載しないでください。	
誤	欄	記 載 要 領	注意事項
	「適用年度終了の時に おける資本積立金額 16」	(1) 平成 16 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度については、当期の別表五(一)の「 <u>期首現在資本積立金額①</u> 」の「差引合計額 35」の金額を記載します。 (2) 平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、この欄には記載しないでください。	